

○博物館料金改定表

使用区分		現行	改定後	担当課
観覧料	一般	300円/日	300円/日（変更なし）	生涯学習課
	高校生・ 大学生	200円/日	200円/日（変更なし）	
	小学生・ 中学生	100円/日	100円/日（変更なし）	
資料使用 料	熟覧	無料	1点につき100円/日	
	模写・模 造	無料	1点につき2,000円/日	
	資料撮影	無料	1点につき3,000円/日	
	画像使用	無料	1点につき2,500円/回	
施設使用 料	エントラ ンスホー ル	無料	1,000円/日	
	研修室	無料	500円/時間	

○観覧料の減免基準

現行	改定後
<p>○免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づき学習活動として観覧する場合 2 身体障害者手帳等の交付を受けている者及びその介護人が観覧する場合 3 文化の日、栃木県県民の日及び家庭の日に観覧する場合 4 未就学児が観覧する場合 5 教育委員会が必要と認めた場合 <p>○減額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体20名以上の観覧で、50円を減額 	<p>○免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づき学習活動として観覧及び施設を利用する場合 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が観覧する場合 3 文化の日、栃木県県民の日又は家庭の日に観覧する場合 4 国の事業又は地方公共団体が行う事業（市が主催し、又は共催する事業を含む。）の用に供するために観覧する場合 5 未就学児が観覧するとき。 6 上記以外で、教育委員会が必要と認めた場合 <p>○減額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体20名以上の観覧で、50円を減額

○資料使用料の減免基準

現行	改定後
※無料のため、減免基準無し	○免除 1 学校教育、社会教育、学術又は文化・芸術の振興を目的とする利用で、営利を目的としない場合 2 国の事業又は地方公共団体が行う事業（市が主催し、又は共催する事業を含む。）において使用する場合 3 市及び那須野が原博物館の広報又は事業の普及啓発を目的として使用する場合 4 国又は地方公共団体が発注又は委託した公益性が高いと認められる事業において、調査等に使用する場合 5 上記以外で、教育委員会が必要と認めた場合

○施設使用料の減免基準

現行	改定後
<p>※無料のため、減免基準無し</p>	<p>○免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合 2 児童、生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づき学習活動として利用する場合 3 国、県、他自治体を利用する場合 4 公益性の高い団体が使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育地域団体（学校PTA、子ども会・育成会、スポーツ協会（各加盟団体、スポーツ少年団（単位団）を含む）等）が利用する場合 (2) 社会福祉地域団体（婦人会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等）が利用する場合 (3) 公共的地域団体（自治会、地域コミュニティ団体、消防団等）が利用する場合 (4) 文化芸術振興団体（郷土芸能保存会（各保存団体を含む）、文化協会（各支部を含む）、地域の研究団体等）が利用する場合 5 上記以外で、教育委員会が必要と認めた場合